

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

木津川市の人口は、ニュータウン開発等によって平成30年5月31日時点で76,564人と増加傾向にある。しかしながら、平成17年までは増加傾向にあった生産年齢人口（15～64歳）はそれ以降横ばいとなり、また老年人口は増加傾向が続き、年少人口を超過している。今後は、2030年を境に減少に転じ、2040年には、81,063人（2030年に比べ△2.4%）と減少することが見込まれている。

木津川市は、国家プロジェクトである関西文化学術研究都市の位置づけのもと、高度な研究や最先端技術の企業が立地する他、市内には、小売業、製造業、サービス業と多岐にわたり多様な業種の企業が存在しており、市の経済を支えている。中でも、地域経済分析システム（RESAS）によると小売業に関しては全国平均値を上回っている状況である。

これらの中小企業については、少子高齢化が進展し生産年齢人口が減少する中、「後継者不足」や「人手不足」に直面し、廃業の増加に歯止めがかからない。更に、疲弊化していく中心市街地が増えて行き、先行きが不安視されさまざまな経営課題に直面している状況が続いている。

また、全国的には深刻な売り手市場での人材不足や原材料の高騰が依然と続き、消費人口の減少に伴い、事業者の多くが経済の好循環を実感するには至っていない状況である。

こうした状況に鑑み、市内中小企業における、より生産性の高い設備等の導入・更新を促進することにより、深刻化する人材不足への対応や生産性の向上、経営基盤の強化、競争力の強化につなげていくことが必要である。

(2) 目標

経済センサスによれば、国内の企業数全体の99.7%、付加価値額（製造業）の約5割を占めており、さらに、全従業員のうちおよそ3人に2人（約66%）が中小企業で働いている。木津川市においても、木津川市統計書によると、全企業に占める中小企業の企業数の割合は、9割を超えており、経済全体や地域経済や雇用や製造業において、大きな地位を占めている。

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、最も設備投資が活発な自治体の一つとなることで、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

木津川市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

木津川市の産業は、市街地エリアからクラスター状の学研都市エリアまで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、木津川市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

木津川市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- ② 公序良俗に反する取組や暴力団を利することにならないよう、木津川市暴力団排除条例に基づき、暴力団及び暴力団密接関係者の先端設備導入計画については認定の対象外とし、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税を滞納する者の先端設備等導入計画の認定の対象としない等、租税の公平な負担に配慮する。